

## 静岡県障害者差別解消条例の改正に向けた取組について

(障害者支援局障害者政策課)

### 1 概要

- ・障害者差別解消法の改正法が令和3年6月4日に公布された。
- ・法改正に合わせ、本県の障害者差別解消条例を改正する。

### 2 法改正の概要

- (1) 国及び地方公共団体の連携協力の責務の追加
- (2) 事業者による「合理的配慮の提供」の義務化（これまでは努力義務）
- (3) 差別解消のための支援措置の強化
  - ・国及び地方公共団体による差別に関する相談員の育成又は確保
  - ・地方公共団体による差別解消の取組に関する情報収集、整理及び提供

※施行期日は公布の日から起算して3年を超えない範囲において政令で定める日

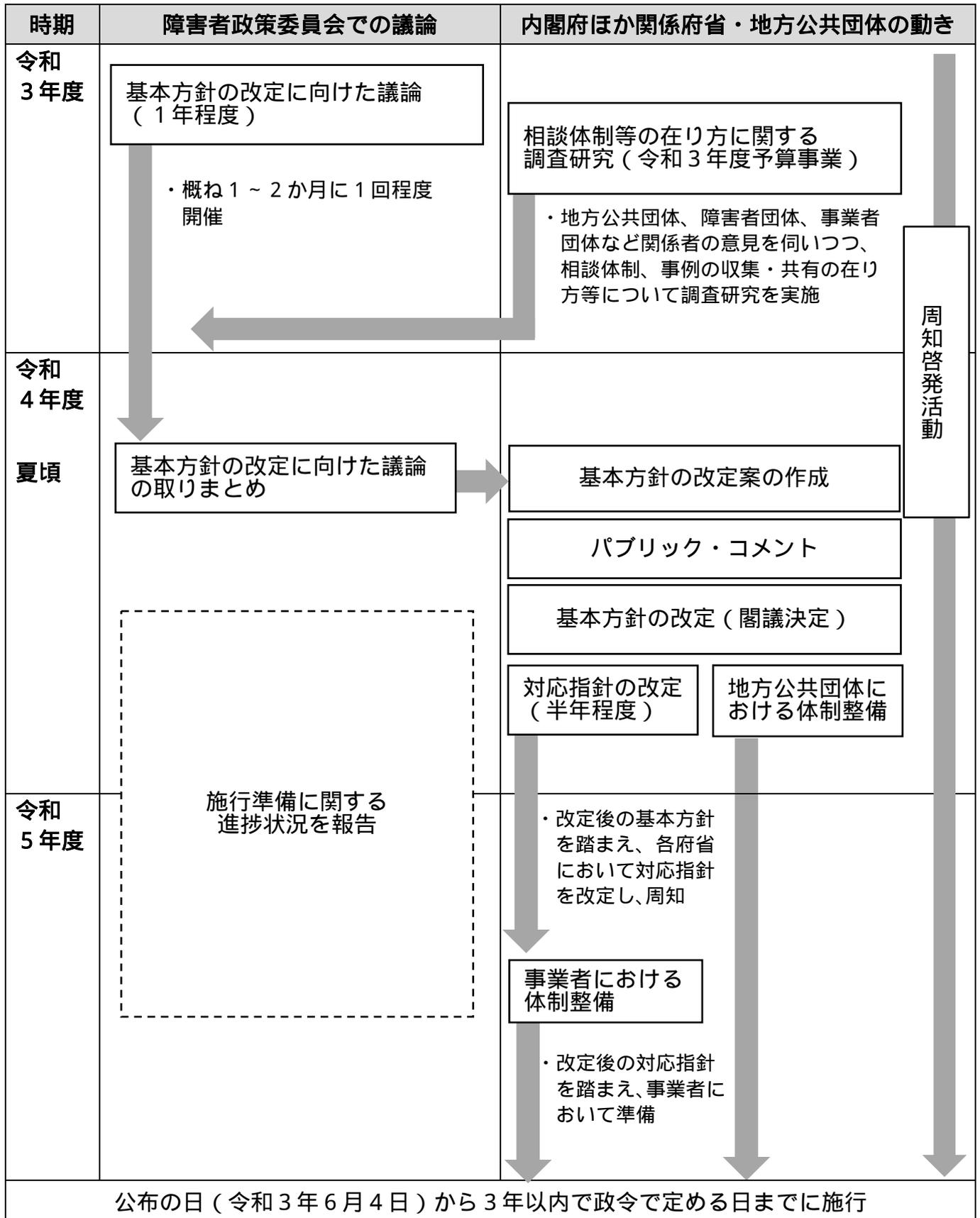
### 3 対応方針（案）

- (1) 法改正に合わせ、条例についても事業者による合理的配慮の提供を義務化に改正。
- (2) 令和4年中に改定が予定されている国基本方針を反映。
- (3) 関係団体との差別解消に関する意見交換等を実施。
  - ・障害福祉関係団体との意見交換会を開催し、条例改正に対する意見を聴取。  
(1回目は令和4年2月～3月に実施済)
- (4) 民間事業者に対する周知・啓発の強化
  - ・民間事業者に対し、差別解消に関するアンケートの実施。  
※アンケートの中で差別解消に関する事例を収集
  - ・差別解消に関する事例集の作成
  - ・法改正及び障害者差別についての出前講座の実施

### 4 作業スケジュール（案）

時 期	内 容
令和4年 夏以降	民間事業者に対するアンケート調査 ※コロナ収束後
	改正案の作成
	障害福祉関係団体との意見交換会（2回目）
	障害者差別解消支援協議会（改正案審議）
	パブリックコメント（約1ヶ月）
令和5年度	議会へ条例改正議案提出
	施行（施行日は法改正の施行日と合わせる）

## 障害者差別解消法改正法の施行に向けたスケジュール（イメージ）



## 差別解消条例の改正に係る福祉関係団体との意見交換について

(障害者政策課)

## 1 概要

平成 28 年の条例策定時に意見交換会に参加した団体に対し、障害者差別に該当する事例や、合理的配慮の義務化に向けた取組等、条例の改正に向けたアンケート及び意見交換を実施した。

- 意見交換実施団体 16 団体実施(40 団体中)
- アンケート回答団体 9 団体回答 (40 団体中)

## 2 共通意見

項目	概要
障害に対する理解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者差別に対する取組をする上で、最も必要なことは、一般県民に対する障害理解を深めることである。</li> <li>・学校教育の段階から障害理解に対する取組を行うことが重要であり、障害種別にとらわれず、幅広く理解を促進できる取組をしてほしい。</li> </ul>
障害者差別解消法、条例に対する周知の徹底	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間事業者に対する法律、条例の周知とあわせて、障害者雇用促進法の障害者差別についても紹介をしてほしい。</li> <li>・法律や、合理的配慮について民間事業者、当事者ともに理解し、活用できるフローチャートを作成してほしい。イラストによる場面説明やふりがなをふることで当事者も理解できるようにしてもらいたい。</li> </ul>
合理的配慮、障害者差別の事例集の作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・様々な障害に対する事例集の作成及び事例の更新してほしい。</li> <li>・事例集作成時には、各障害の当事者も参加する検討会を開催し、当事者同士の障害理解を促進する場にもなってほしい。</li> </ul>

## 3 その他意見

項目	概要
条例文面に関する内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「事業者」に関する定義を記載してほしい。</li> <li>・第 3 条 (3) の「女性」「男性」という表記方法の検討</li> <li>・「障害のある人が」という表現が多くあり、「障害のある人」を特別視している表現とともとることができる。「障害のあるものが働く幸せを感じられる」等の表現は「障害のある人が働いていない」等を前提とした表現とも捉えられる。</li> <li>・第 9 条を合理的配慮をしなければならないに変更</li> <li>・条例の文面に「情報保証」「移動」「コミュニケーション支援」の 3 つの保証を入れてもらいたい。</li> <li>・「心のバリアフリー」という文言をいれてもらいたい</li> </ul>
障害者差別解消に関する県の取組について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ヘルプマークについて、所持する意味等踏み込んで周知してほしい。</li> <li>・県民会議の場で、差別解消相談窓口の相談件数の報告をしてほしい。</li> <li>・障害者差別解消相談窓口は 24 時間 365 日開かれることが望ましい。</li> <li>・民間事業者に対する環境整備のための助成制度を創設してほしい。</li> <li>・災害時の避難場所のバリアフリー化をすすめてほしい。</li> <li>・相談員の質の向上のための研修を実施してほしい。</li> </ul>

静岡県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例」の改正に係る意見交換参加団体

	団体名	日付	場所
1	静岡県肢体不自由児者父母の会連合会	2月14日（月）	静岡県総合社会福祉会館（シズウエル）102会議室 （静岡市葵区駿府町1-70）
2	静岡県手をつなぐ育成会	2月14日（月）	静岡県総合社会福祉会館（シズウエル）102会議室 （静岡市葵区駿府町1-70）
3	社会福祉法人静岡県身体障害者福祉会	2月15日（火）	静岡県総合社会福祉会館（シズウエル）102会議室 （静岡市葵区駿府町1-70）
4	公益社団法人日本オストミー協会静岡支部	2月22日（火）	藤枝総合庁舎別館2階第1会議室 （藤枝市瀬戸新屋362-1）
5	焼津心愛会	2月22日（火）	藤枝総合庁舎別館2階第1会議室 （藤枝市瀬戸新屋362-1）
6	静岡県精神保健福祉士協会	2月22日（火）	藤枝総合庁舎別館2階第1会議室 （藤枝市瀬戸新屋362-1）
7	静岡県筋ジストロフィー協会	2月28日（月）	東部総合庁舎4階第4相談室 （沼津市高島本町1-3）
8	静岡県知的障害者福祉協会	2月28日（月）	東部総合庁舎4階第4相談室 （沼津市高島本町1-3）
9	社団法人静岡県視覚障害者協会	2月28日（月）	東部総合庁舎4階第4相談室 （沼津市高島本町1-3）
10	ぬくもりの会	3月2日（水）	富士総合庁舎2階 （富士市本市場441-1）
11	静岡県CIL連絡協議会	3月3日（木）	中遠総合庁舎東館4階402号室 （磐田市見付3599-4）
12	静岡県自閉症協会	3月3日（木）	中遠総合庁舎東館4階402号室 （磐田市見付3599-4）
13	静岡県聴覚障害者親の会	3月3日（木）	中遠総合庁舎東館4階402号室 （磐田市見付3599-4）
14	静岡県言語聴覚士会	3月3日（木）	中遠総合庁舎東館4階402号室 （磐田市見付3599-4）
15	NPO法人静岡県補助犬支援センター	2月17日（木）	ZOOM
16	公益社団法人静岡県精神保健福祉会連合会	3月14日（月）	ZOOM

静岡県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例」の改正に係るアンケート回答団体

1	静岡県手話通訳問題研究会
2	静岡県精神保健福祉士協会
3	社会福祉法人静岡県身体障害者福祉会
4	静岡県CIL協議会
5	静岡県肢体不自由児者父母の会連合会
6	公益社団法人静岡県視覚障害者協会
7	特定非営利活動法人静岡県作業所連合会・わ
8	静岡県精神保健福祉会連合会
9	静岡県重症心身障害児者を守る会

## 民間事業者向けアンケート調査

(障害者政策課)

### 1 目的

民間事業者の合理的配慮の提供状況や浸透状況などを把握するためにアンケート調査を実施し、今後の差別解消の推進に関する施策や、県差別解消推進条例の改正に向けた資料として活用する。

### 2 対象（予定）

障害を理由とする差別解消推進県民会議の参画団体、下記団体に依頼を予定。

※ 協会及び組合を通じて、各会員事業所にアンケートの回答を依頼する。

分野	団体名
商業	静岡県経営者協会
	静岡県銀行協会
	静岡県信用金庫協会
	静岡県商店会連盟連合会
	静岡県商工会連合会
	静岡県中小企業団体中央会
	静岡県ホテル旅館生活衛生共同組合
	静岡県宅地建物取引業協会
交通	静岡県バス協会
	静岡県タクシー協会
	伊豆急行株式会社
	伊豆箱根鉄道株式会社
	岳南電車株式会社
	静岡鉄道株式会社
	大井川鐵道株式会社
	天竜浜名湖鐵道株式会社
	遠州鐵道株式会社鐵道営業所
	富士急静岡バス株式会社

### 3 手法

インターネットを活用した WEB 調査（ふじのくに電子申請システム）

### 4 時期

月	内容
夏以降	アンケート実施（国の基本方針の内容を反映）
8月頃	障害者差別解消支援推進協議会

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の民間事業者への影響を考慮し、経済活動が再開、活発化してきた後、アンケートを実施する。